

ブラックベリー事件再考：領土を超えた特許侵害の分析比較



アメリカ特許弁護士 伊藤 みか

要 約

米国法にて域外行為を含む特許侵害の指針となる 2005 年の *NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd.* (ブラックベリー事件) を振り返る。まず、271 条 (f)、(g) を設けるにいたる影響を及ぼした域外侵害に関する判例を解説し、請求項内の要素の一部に係る行為が国外で発生した場合に、請求項の主題および侵害行為により分析のフレームワークが異なることを示す。さらに、ブラックベリー事件および以降の連邦巡回区控訴裁判所の判例について、271 条 (a) に基づく直接侵害における主題毎の分析、続いて 271 条 (f)、(g) による分析を議論する。ブラックベリー事件は、米国の特許侵害事件において請求項内の要素間で地理的位置関係、実施・使用主体が別々である場合に先例として影響を及ぼし続けており、同様技術による発明であっても主題がシステムか方法かで分析フレームワークが異なる。最後に、日本での最近の判例であるドワンゴ対 *FC2* の 2 事件と、ブラックベリー事件を始め米国判例との比較を行う。日米間で結果は類似しているものの、分析手法に違いがみられた。

目次

1. はじめに
2. ブラックベリー事件以前
3. *NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd.* (ブラックベリー事件)
4. ブラックベリー事件以降
5. ブラックベリー事件とドワンゴ v *FC2* (知財高裁 2022、2023) 事件との比較
6. まとめ

1. はじめに

誰もがいつでもどこからでも情報ネットワークにアクセスできるユビキタスな時代において、モバイルコンピューティング、クラウドコンピューティング、IoT (モノのインターネット) などの技術は急速に成長しており、これら技術を用いたサービスを実行する、各種要素からなるシステム、プロセスが世界中に広がっている。連邦巡回区控訴裁判所による 2005 年の *NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd.* (以下「ブラックベリー」事件)⁽¹⁾ の判決から約 20 年が経過した。ブラックベリー事件は依然として先例であり、システムクレームの侵害において、そのクレームの要素が部分的に域外に及ぶ場合にも 271 条 (a) に基づいて侵害認定をした、というこの先例を覆した判例はまだない。本稿では、ブラックベリー事件の背景として、ブラックベリー事件の分析フレームワークを示唆する判例、域外問題を含めるための立法趣旨による示唆など、ブラックベリー事件以前の域外事件の法律について議論する。次に、各種の発明主題を含む請求項に対する侵害分析のフレームワークを決定したブラックベリー事件について解説する。また、ブラックベリー事件以降、271 条 (a)、(f)、および (g) の議論を含んだ最高裁、連邦巡回区控訴裁判所の代表的な判例の分析を行い、ブラックベリー事件が米国外を含む特許侵害事件の決定において、特に同様発明から生じるシステムや方法などのさまざまな請求項を検討する場合にどのように影響を及ぼしているかを紹介する。最後に日本での最近の判例であるドワンゴ対 *FC2* の 2 事件⁽²⁾ とブラックベリー事件始め米国判例との比較を行う。これらの判例からは、特許権者の権利を保護するという点での類似した結果と同時に、米国

と日本の事件の間で、システムおよび方法の請求項に対する異なるフレームワークの適用を観察する。

2. ブラックベリー事件以前

改正により 271 条 (f)、(g) の規定が設けられる以前は、半製品の米国からの輸出や、国外でのシステム要素の使用などの行為による特許侵害の疑いに直面した特許権者にとり、271 条 (a) に基づいた特許侵害における「米国内」という属地限定が障害であった。

Deepsouth Packing Co. v. Laitram Corp.⁽³⁾ (「DeepSouth」事件) において、DeepSouth は海外カスタマーに対し、エビの背ワタ取り器を 3 つの箱に分けて輸出した。各箱には機械の一部のみが入っており、1 時間以内で全体を組み立てることが可能であった。最高裁は、国外で特許製品を製造または使用することは侵害にはあたらないため、DeepSouth は 271 条 (a) における侵害はしていないと判示した。ここで、Laitram は、DeepSouth が、271 条 (a) において直接侵害として規定する侵害行為、すなわち、米国内で特許に係る製品を「生産 (make)」、「使用 (use)」、または「販売 (sell)」を行っていることを証明する必要がある。しかし、Laitram が、実際に背ワタ取り器を「特許発明」の態様で販売したことを示すことなく、DeepSouth が背ワタ取り器を販売したと主張したため、最高裁はこの Laitram の主張は説得力がないと判断した。それに代えて、最高裁は、DeepSouth の製品について、特許法下で、特許発明として認識できるものを「生産」(して販売) したのか、それとも侵害に及ばないのであったのかを議論した。最高裁は、組み合わせに係る特許は、動作可能な組立品全体のみを保護し、その部品の製造は保護しないとそれまでに判断することが多く、「機械を構成する部品の実質的な製造」としての「生産」という文言の解釈を却下した⁽⁴⁾。さらに、最高裁は、米国の特許制度は、議会制定時点で米国の国境を超えては機能せず、また議会にもその意図もなく、属地外への効力を求めたものではなかった、と述べた。

Decca, Ltd. v. United States⁽⁵⁾ (「Decca」事件) においては、Decca は米政府の「オメガ」航行システムが米国特許 2,844,816 を侵害していると合衆国請求裁判所 (United States Court of Claims、1982 年に連邦巡回区控訴裁判所に統合) に訴えた。この特許の請求項には、船舶、航空機などに搭載される移動受信機において、既知の 2 定点から発信される複数の位相の異なる無線信号の受信時間差を基に受信位置を計測する双曲線無線航行システム (ロラン「LONg RANge」システム) に関する技術が権利範囲として記載されていた。米政府の「オメガ」航行システムは、米国にある「マスター」局と、ノルウェーを含む世界中に配置計画された複数の送信局で構成され、船舶と航空機の全地球測位に使用された。争点は、3 番目の送信局がノルウェーにあるにもかかわらず、米政府が特許請求項に係るシステムを米国内で生産、または使用したと言えるかどうかであった。侵害主張の基となったオメガ航行システムには、米国外に位置する送信機 (局) が含まれていた。ノルウェーの送信局は、送信に先立って、ノースダコタ州から空輸された原子時計の基準パルスを使用して米国内の送信局と同期する必要があった。3 つの送信機は、要求された位相関係で信号を放射する動作可能な組立品となった。請求項に記載された状態で、実際に信号を受信し処理する受信機は、米国内に配置されていた。請求裁は、システム全体として、動作可能な組立品に到達するための最終段階は米国内で実行されたと指摘した。ノルウェーの送信局からの送信は、その送信確立時から米政府によって制御され、継続的な監視も米政府によって行われ、これらの行為は全て米国内で発生した。さらに、原子時計の使用を通じて、ノルウェー局で必要とする同期作業の一部が米国内で発生した。ノルウェー送信局からの送信を米国内にある送信局と確実に同期させるための全ての行為は、米国内で実行されていた。つまり、送信局はノルウェーにあるものの、ノルウェー送信局からの信号を使用する航行システムにおいては、実際にノルウェー局が「使用」されており、米国管轄の船舶、航空機に搭載の受信機により、請求項に記載された状態で信号が受信されて使用される位置でこの使用行為は実施されるとみなした。さらに、特定の関係を持つ信号が二か所の離れた信号源から受信され、それを受信機で利用することにより位置修正を行うシステムというのが特許における特徴であったことは、前述の特許 2,844,816 の明細書と請求項から明らかであった。請求裁は、「ノルウェー局の全ての機器が米政府によって購入、設置され、引き続き所有され、当初は米政府によって運用され、現在も、米国内の「マスター」局から米政府の指示 (direction) と管理 (control) の下で米政府の利益 (benefit) のために運用されている。従って、このシステムは米国内で使用されたのである。」と判示した。DeepSouth 事件では、動作可能

な組立品は、米国外で完成し、使用された。これに対し、*Decca* 事件では、3つの送信機のうち1機、請求項にある組み合わせの一部のみが米国外にあり、オメガ受信機を装備した被告所有の船舶または飛行機が、請求項にある状態で信号を受信して使用するときに、完成品の有効な使用が米国内で実際に発生した。*Decca* 事件におけるシステムが米国内で使用されたかどうかを分析するためのフレームワークは、a) システムが米国の指示 (direction) と管理 (control) 下にあったこと、b) システムの利用 (beneficial use) が米国内で行われたこと、に基づくものであった。このフレームワークは、ブラックベリー事件を含め、米国のその後の判例において、システムの一部が米国外にある場合のシステムを主題とした請求項について適用されることとなった。

1970年代から1990年代にかけての貿易の増加に伴い、国内侵害行為の管理に使用されてきた米国特許法についてもこの貿易増加傾向に追従することが望まれた。この問題は議会で議論され、後のブラックベリー事件においても271条(a)の改正および271条(f)、(g)の制定に関する立法趣旨については詳細に議論がなされた。

271条(a)として成文化された直接侵害規定は、1994年に議会在閣税貿易一般協定(GATT)ウルグアイラウンドを実施する法律を可決した際に改正された。議会は271条(a)を改正し、米国への販売の申出および輸入を侵害行為に含めた⁽⁶⁾。

271条(a)の改正は、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)に基づくものであった⁽⁷⁾。しかし、TRIPS協定では、販売の申出行為は、その製品に関する申出である場合に侵害とみなされ、請求項に係るプロセスについては、販売を申出する行為ではなく、「プロセスを使用する行為」からのみ直接保護されることになっていた。このTRIPS協定を反映する形で議会は271条(a)を改正し、米国特許の対象となる製品の販売の申出または輸入、および特許に係るプロセスによる製品の販売の申出を侵害行為リストに含めた。よって、方法に係る請求項は、方法の使用によってのみ直接侵害される可能性がある、というのが修正271条(a)の立法趣旨であった⁽⁸⁾。これは、271条(a)改正前の議会の見解とも一貫性があったといえる⁽⁹⁾。この改正に先立ち、下院と上院の両院で新たに2つの侵害行為、1)「特許発明の重要な構成要素」を(中略)そのような要素が米国外で組み合わせられることを意図して供給することによる侵害(後の271条(f)、および2)「米国特許のプロセスによって他国で生産された製品の輸入、販売、または使用による侵害」(271条(g)の前身)が提案された⁽¹⁰⁾。これら2つの新たな侵害についての法制定は、「米国外での製造の奨励の回避」を目的とした⁽¹¹⁾。

組み立てを想定して複数の部品を輸出して非侵害とされた*DeepSouth*事件に呼応して、そのような侵害行為を含めるべく271条(f)が追加された⁽¹²⁾。271条(f)の保護範囲は製造品に関連し、プロセスは含まれなかった⁽¹³⁾。特許発明の構成要素全ての場合のみならず、大部分の場合も271条(f)(1)によって保護され、特許発明の構成要素のうち発明への使用用途で生産されたり適合されたものも、汎用品もしくは実質的な非侵害用途に適した商品でない限り271条(f)(2)で保護され、これら保護されたものの輸出は侵害となった。

特許に係るプロセスを海外で使用して製品を製造し、そのような製品を米国に輸入、米国内で使用、または販売する行為に対処するために、the Process Patent Amendments Act of 1988(1988年プロセス特許改正法)が制定され、271条(g)が追加された⁽¹⁴⁾。1988年法制定以前は、プロセス特許権者は、1930年関税法337条a、および1982年版合衆国法典第28編第1337条aに基づいて、国際貿易委員会(ITC)からそのような製品の排除命令を求める必要があった⁽¹⁵⁾。後に制定された271条(g)と同様の条項が、1983年に下院と上院の両院で以前の法案の一部として提案された⁽¹⁶⁾。「米国内で特許となったプロセスによって海外で生産された製品を、(中略)米国に輸入し、また米国内で使用、または販売する行為は、そのようなプロセス特許の期間中に発生した場合」はそのような国内への輸入、国内での使用、または販売行為は侵害とされる、というものであった。

Bayer AG v. Housey Pharms., Inc. (「Bayer」事件)⁽¹⁷⁾では、連邦巡回区控訴裁判所は、271条(g)は特許に係るプロセスから生成された製造品を対象としているものの、情報はその対象外であり、被疑侵害者が製造した医薬品は特許の請求項に係るプロセスによって製造されていないとした。情報が特許に係るプロセスによって生産された場合に、情報が271条(g)の製品にあたるかどうか争点であった。「Bayer」事件での請求項に係る主題は「情報の送信方法」であった。巡回裁は、271条(g)文言の「生産された(made)」が「製造された(manufactured)」を意味するかどうかという問題に焦点を絞った。例外条件も含んだ271条(g)の構造、271条(g)の通常の意味、

および立法経緯を考慮して、裁判所は、「作成された (made)」という用語は「製造された (manufactured)」を意味し、「製品」は「物理的な商品」を意味すると判断した。裁判所は、製品が「米国で特許を取得したプロセスによって製造された」ものであるためには、製品は「製造された」物理的な物品でなければならず、情報の生産は含まれないと裁定した。

ブラックベリー事件判決のごく数ヶ月前、連邦巡回区控訴裁判所は *Eolas Technologies Inc. v. Microsoft Corp.* (*Eolas* 事件)⁽¹⁸⁾ の判決を下した。*Eolas* 事件での争点は、米国で製造され海外に輸出されたゴールデンマスターディスク上のソフトウェアコードが「特許発明の構成要素」であり、271 条 (f) に基づいて米国外で組み合わせるための侵害製品の部品といえるかどうかであった。連邦巡回区控訴裁判所は、271 条 (f) の文言は、特許発明のいかなる構成要素にも「有形性」の要件を課していないためにコンピュータプログラム製品が米国特許法の意味における特許発明である可能性があり、'906 特許の請求項 6 にある「コンピュータ可読プログラムコード」は、その特許発明の一部または構成要素であると認定した。

ブラックベリー事件判決の 1 か月前、連邦巡回区控訴裁判所は *AT&T Corp. v. Microsoft Corp.*⁽¹⁹⁾ (*AT&T I* 事件) (後に最高裁にて *Microsoft Corp. v. AT&T Corp.*⁽²⁰⁾ (*AT&T II* 事件) によって覆される) 判決を下した。*AT&T I* では、Microsoft がソフトウェアコードをゴールデンマスターディスクに出荷した点で、*Eolas* と同様の事実関係があった。連邦巡回区控訴裁判所は、ソフトウェアが 271 条 (f) の目的であるところの、特許発明の「構成要素」である可能性が非常に高いと判断し、*Eolas* を引用した。*AT&T I* では、連邦巡回区控訴裁判所は、複製 (copy) されることを意図して米国から輸出されたマスターバージョンから海外で複製されたソフトウェアが、271 条 (f) の目的上、米国から「供給された (supplied)」とみなされるかどうかの問題に焦点を当てた。連邦巡回区控訴裁判所は、ソフトウェアの「供給 (supply)」には一般的にコピーの作成が含まれるとし、複製する目的でコピーを海外に送るといったソフトウェア「要素」について複製する行為は「供給」の行為に含まれ、その外国製のコピーに関する 271 条 (f) の侵害責任を生じると判断した。

3. *NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd.* (ブラックベリー事件)

2000 年代初頭、ビジネスパーソンの間で電子メールシステムや携帯機器が一般的になるにつれて、デスクトップコンピュータと携帯機器間で電子メールへのシームレスなアクセスに対する需要が高まっていた。5 つの米国特許からなる特許群に含まれる、米国特許 5,436,960 ('960 特許) および 4 つの特許には、既存の有線電子メールシステムを無線周波数 (RF) による無線通信ネットワークと統合するためのシステムおよび方法に関する請求項が含まれていた。特許明細書によれば、電子メールシステムから発信されたメッセージは、無線通信経由でユーザ側に受信され、ユーザの無線携帯端末に保存される。これにより、ユーザは、無線受信機上でメッセージの閲覧が可能であった。

カナダ企業である Research In Motion (RIM) は、移動中のユーザがポータブル無線携帯機器を使用した電子メールの送受信が可能となる、被疑デバイスシステム (*BlackBerry* システム) を発売した。この *BlackBerry* システムには、(1) *BlackBerry* ページャー (携帯端末)、(2) 電子メールの出力先変更ソフトウェア、(3) 全国の無線ネットワークへのアクセス、が含まれた。RIM の *BlackBerry* システムでは、新しく電子メールが検出されると、メールサーバーから出力先変更ソフトウェアに通知され、出力先変更ソフトウェアはメールサーバーからメッセージを取得する。メッセージは、カナダにある RIM の無線ネットワークの *BlackBerry* 「リレー」要素 (component) を通過する際に変換され、提携無線ネットワークに転送されて *BlackBerry* ページャーにメッセージを配信する。「プッシュ」型の電子メールアーキテクチャを使用することにより、新着電子メールの確認のためにユーザ自らメールサーバーと接続する手順が不要となった。また、RIM のシステムでは、電子メールを逆に受信するプロセスと同じ手順で、ユーザは *BlackBerry* ページャーから無線ネットワーク経由で電子メールメッセージを送信することも可能であった。

NTP は、5 件の特許にわたるシステムおよび方法についての 40 以上の請求項が *BlackBerry* システムのさまざまな構成によって侵害されていると訴えた。陪審員は、RIM の全ての抗弁を却下する一方、主張された全ての請

求項について RIM による直接侵害、誘発侵害、および寄与侵害を認め、また故意侵害も認めた。

RIM は上訴し、被疑システムの BlackBerry リレー要素がカナダ国内にあったため、RIM またはそのカスタマーによる直接侵害が、271 条 (a) の目的における「米国内」と見なされるのか、と訴えた。第一審となった地裁では、判事は RIM がバージニア州内にてリレー施設を運営しているかどうかに関して (中略) 真の実質的な争いが残る」ため、「BlackBerry リレーがカナダにあるという事実は、この事件における侵害の妨げとはならない」と判断し、「カナダでの RIM のリレーの位置は侵害を除外するものではない」と陪審員に指示した。RIM に対して、寄与侵害および誘発侵害の責任があるとするので、陪審員は、必然的に RIM のカスタマーが主張に係るシステムと方法の直接侵害者であると判断した。

連邦巡回区控訴裁判所は、加えて複雑化要因をいくつか指摘した。まず、(1) 「特許発明」は、複数の異なる要素を持つシステム、または複数の異なるステップを持つ方法であった。次に、(2) これら要素またはステップの性質上、要素またはステップの機能と使用について、要素またはステップの物理的位置から分離することが可能であった。よって、特許発明の一構成要素、または一ステップが海外にある、ないしは実施される場合に、このような特許発明の使用、販売の申出、または販売が 271 条 (a) における侵害といえるかどうかが問題となった。さらに、連邦巡回区控訴裁判所は、271 条 (a) における「米国内」との文言にかかる属地要件であるが、271 条 (a) における侵害行為にある要件とは別個であり、このように「特許発明」の少なくとも一部の所在が侵害行為の場所と異なる場合、直接侵害について属地要件がどのように制限するかは、271 条 (a) の文言からは不明瞭であった。

連邦巡回区控訴裁判所は、ブラックベリー事件では一部が米国内、一部が米国外にあるシステムに関し、関連する行為も米国内外で生じうるために、生産行為、および結果となる特許発明にかかるモノ、全てが国外にある *DeepSouth* 事件とは異なると区別した。それに代わり、連邦巡回区控訴裁判所は、*Decca* 事件のフレームワークをブラックベリー事件の分析に用いた。連邦巡回区控訴裁判所は、*Decca* 事件においては、請求項内の複数の限定要件のうちの一つがノルウェーに所在する要素を含めることによってのみ満たされたにもかかわらず、システムは米国内で使用されたとみなした、と注記した。連邦巡回区控訴裁判所はまた、分析は侵害行為の種類 (生産、使用、販売、販売の申出) および請求項の種類 (システム、方法) によって異なると指摘した⁽²¹⁾。連邦巡回区控訴裁判所は、各種の侵害行為を分析する際に、システム請求項と方法請求項について個別の分析を行った。

連邦巡回区控訴裁判所は、侵害となるようなシステムの「使用」の有無を精査した。最高裁判決や辞書の定義を引用し、「使用」は「実行またはサービスに移す (put into action or service)」ことを意味すると定義した⁽²²⁾。*Decca* 事件のフレームワークに基づき、連邦巡回区控訴裁判所は、271 条 (a) に基づいて請求項に係るシステムの使用を、システム全体のサービスが行われる場所、すなわち、システムの制御/管理 (control) が行われ、システムの利用が行われる場所と定義した⁽²³⁾。連邦巡回区控訴裁判所は、米国内の RIM のカスタマーが発信された情報の送信を制御/管理し、そのような情報の送受信から恩恵を受けているため、カナダでの RIM のリレーの位置はこの事件で主張されたシステム請求項の侵害を除外するものではないことを再確認した。

一方、連邦巡回区控訴裁判所は、特許にかかる方法またはプロセスの「使用」の概念は、特許にかかるシステムまたはデバイスの使用とは根本的に異なることを指摘して、方法請求項については異なる判断を示した⁽²⁴⁾。連邦巡回区控訴裁判所は、各ステップが米国内で実行されない限り、271 条 (a) の要件にあるようにプロセスを「米国内で」使用することはできないとした。権利主張された '960、'172、および '451 特許の方法請求項には「インターフェース」または「インターフェーススイッチ」を利用するステップが記載されており、カナダにある RIM のリレーの使用によってのみこの限定が満たされるため、連邦巡回区控訴裁判所は、これらの請求項に係る方法は、RIM のシステムの使用によって侵害されることはない判断した。

連邦巡回区控訴裁判所は、次に、271 条 (a) の「使用」行為については非侵害となった方法請求項について、RIM が 271 条 (a) の「販売」または「販売の申出」行為に基づいて方法請求項を直接侵害した可能性があるかどうかを検討した。「販売 (譲渡)」の文言は法令に定義がないため、連邦巡回区控訴裁判所は、Black Law dictionary を引用して、権原や所有権または財産の譲渡の概念を含んだ販売という語の通常の意味の定義を行い、一連の行為からなる方法請求項に対して販売 (譲渡) の概念を適用することが困難であることを述べた。連邦巡回区控訴

裁判所は、1987年プロセス特許改正法およびTRIPSに関するコメントを通して、方法請求項については使用行為に基づいての271条(a)侵害を制限するのが立法趣旨であったと確認した。連邦巡回区控訴裁判所はまた、「方法請求項は、特許に係る方法の実行者によってのみ直接侵害される」という過去の判例と同様の見解を引用した⁽²⁵⁾。連邦巡回区控訴裁判所は、携帯機器の販売または販売の申出だけでは権利主張された方法請求項の侵害とはいえないために、権利主張された方法請求項内の一部のステップをRIMがカスタマー向けのサービスとして実行することは、主張された方法請求項に係る発明の販売または販売の申出とはみなされないと結論付けた。同様に、連邦巡回区控訴裁判所はさらに、方法請求項が輸入によって侵害される可能性があるかという問題は概念的に難しいと判断した。販売および販売の申出の規定に関連して引用された立法的経緯によれば、議会が271条(a)の「輸入」行為を方法の請求項に適用することは検討していなかったことが示された。陪審員が販売または販売の申出行為に基づいてRIMによる方法請求項の侵害を認定できなかったのと同様の理由で、連邦巡回区控訴裁判所もまた、この事件の事実に基づく限り、輸入行為による侵害認定はできないとのみ判断した。

271条(a)に基づくシステム請求項の侵害を認定した後、連邦巡回区控訴裁判所は、271条(f)に基づく侵害分析を方法請求項に限定した。「特許発明の要素(components of a patented invention)」というフレーズによって意図された意味において、特許に係る方法のステップの全て、もしくは主要な部分を、どのようにして供給する、もしくは供給させるようにするのか、という点が想像に難いことを認めた上で、連邦巡回区控訴裁判所は、RIMによるBlackBerry携帯機器、および出力先変更ソフトウェア製品の米国カスタマーへの供給は、NTPの特許に係る方法として組み合わせるための「要素」としてのステップの「供給」ではないと判断した。

RIMが「米国特許に係るプロセスによって生産された製品を米国内で販売、販売の申出、または使用するための(中略)輸入」であり§271(g)による侵害といえるかどうか、という問いについては、連邦巡回区控訴裁判所は「Bayer」事件を引用し、情報などの無形物の生産は271条(g)の対象外であるとした。「情報の生産」と同様に電子メールメッセージの形式での情報送信方法は物理的な製品の製造を伴わないため、「Bayer」事件同様に、主張された方法請求項に対して271条(g)は適用されない、と連邦巡回区控訴裁判所は認定した。

重要事項(おさらい)：

システム請求項は、「生産」、「使用」、「販売」、「販売の申出」、「輸入」など、さまざまな行為によって侵害される可能性がある。システム/メディア請求項における「使用」の意味は、「使用」は「実行またはサービスに移す(put into action or service)」こと、すなわち、システムを制御/管理(control)し、利用する(beneficial use)行為をさす。システムの要素が米国外にある場合でも、米国内での利用のためにシステムの制御、管理が米国で行われた場合、271条(a)に基づいてシステム請求項の侵害となる可能性がある。

一方、方法請求項の侵害行為は、米国内で全てのステップを実行する単一主体による「使用」に限定されるといえる。

4. ブラックベリー事件以降

ブラックベリー事件以降、連邦巡回区控訴裁判所ではこの事件に対して否定的な判例はまだない⁽²⁶⁾が、その他の域外侵害事件については、覆された判例も存在する。

ブラックベリー事件判決の直後、裁判所は*Union Carbide Chems. & Plastics Tech. Corp. v. Shell Oil Co.*⁽²⁷⁾(「Shell」事件)の判決を下した。この判例では、連邦巡回区控訴裁判所は*Eolas*事件での分析を適用し、ブラックベリー事件と区別した。連邦巡回区控訴裁判所は、Shellが全ての触媒を米国から海外関連会社に直接供給し、Shellの海外関連会社がShellから供給された触媒をプロセスに直接使用したという事実関係は、特許に係るプロセスまたは方法のステップを実行するために、海外にて複製され、組立て後のコンピュータにソフトウェアとしてインストールされるための、「マスター」コンピュータ読み取りディスクの輸出に関する*Eolas*および*AT&T I*の事実に関係に類似すると認定し、海外で部分的に動作するシステム上でのBlackBerry機器の使用とは異なると示した。連邦巡回区控訴裁判所は、*Eolas*と同様に、271条(f)は、Shellによる、海外でのエチレンオキシドの商業生産(すなわち、「特許発明」)に使用される触媒(すなわち「コンポーネント」)の輸出に適用されると判断し

た。

最高裁は *AT&T II* 事件にて、*AT&T I* の判決を覆した。最高裁は *AT&T I* 事件と同じく、1) ソフトウェアはいつ、またはどのような形式で 271 条 (f) に基づく「構成要素」として適格となるか、そして、2) 海外製コンピュータの「構成要素」は、この事件に関与したマイクロソフトによって「米国から」「供給」されたのか、の二つの問いを振り返った。前者については、最高裁は *Eolas* を引用し、ソフトウェアのインストラクションを格納したメディアを作成し、コンピュータから読み出し可能にした、その追加ステップのゆえにソフトウェアが有用で組み合わせ可能な部分のコンピュータとなるため、抽象的な意味での Windows ではなく Windows のコピーが 271 条 (f) に基づく「構成要素」として適格であると判断した。後者については、最高裁は *AT&T I* の判決を却下した。271 条 (f) は、「積極的にそのような構成要素の組み合わせを誘発するようなやり方で (中略) 米国からの」構成要素の供給を禁止しているものの、法律文言において複製の教示がないという事実は、米国から送付されたマスターを海外での複製する行為によって米国から海外製のコピーを「供給」することとなり 271 条 (f) の目的に含まれるという司法判断に反し、この文言に教示がないことに重きをおく、とした。最高裁は、全世界で共通する特許法の属地主義を繰り返し、特許権者は、外国特許を取得して行使することにより、現在外国で特許発明の構成要素の製造および販売について適用される外国法の下で救済を求めることができると示唆した。最高裁は続けて、ソフトウェア複製問題の抜け穴は、裁判ではなく議会で検討されるのが適切であることを示唆し、271 条 (f) は、最高裁の *Deepsouth 事件判決* によって明らかとなった特許法のギャップに直接呼応したのであり、コピーの抜け穴についてはなかったと説明した。従って、ソフトウェアベンダーが、米国外でマスターから複製された、または米国外で行われたダウンロードから複製されたソフトウェア製品 (ディスクなど) による侵害に対して米国特許権を行使する際に、271 条 (f) には頼れない可能性を示唆した。

後の連邦巡回区控訴裁判所の *Cardio Pacemakers, Inc. v. St. Jude Medical, Inc.*⁽²⁸⁾ の判決において、連邦巡回区控訴裁判所は 271 条 (f) の文言を解釈する際の「特許発明」の構成要素を明確にした。裁判所は、有形の製品、デバイス、または装置の構成要素が、製品、デバイス、または装置の有形部分であるのに対し、方法またはプロセスの構成要素はその方法またはプロセスにおけるステップであると判示した。また、方法特許には 271 条 (f) の構成要素としてのステップがあるが、それらのステップは方法の実行に使用される物理的構成要素ではないとした。271 条 (f) においてはこれらの構成要素が「供給される」ことが要件となっているため、連邦巡回区控訴裁判所は、この要件により、方法特許は 271 条 (f) の保護範囲には含まれないと判断した。議会にも 271 条 (f) に基づいて特許に係る方法を保護する意図がないため、連邦巡回区控訴裁判所は 271 条 (f) は方法特許には適用されないと結論付けた。連邦巡回区控訴裁判所は、それまでの *Shell*、*Eolas* などの、271 条 (f) の方法特許への適用に関する判決を明確に覆した。

連邦巡回区控訴裁判所は、*Centillion Data Sys. v. Qwest Commc'ns Int'l, Inc.*⁽²⁹⁾ (「*Centillion*」事件) におけるシステム請求項に対する「使用」行為による侵害の問題に対して、ブラックベリーの分析フレームワークを適用した。*Centillion* 事件にて主張されていた特許は「カスタマーに対し、(中略) サービスプロバイダからの情報を収集、処理、および配信するためのシステム」であった。Qwest の被疑製品には 2 つの要素が含まれた。一つは、毎月電子請求書情報を提供する Qwest のバックオフィスシステムであった。あと一つは、ユーザがパーソナルコンピュータにインストールできるフロントエンドクライアントアプリケーションで、これにより Qwest のカスタマーは月単位に加えてオンデマンドで取引記録とレポートの受領が可能であった。Qwest システムの動作には 2 つの異なった様態があった。一つは、カスタマーが問い合わせ (query) を作成することにより、「特定の情報を探す」オンデマンド機能で、Qwest バックエンドシステムがこの問い合わせを処理した結果を提供してダウンロードできるようにする操作 (オンデマンド操作) である。もう一つは、ユーザ契約後のシステムの通常機能で、Qwest のバックエンドシステムは、定期的な要約レポートを作成しユーザがダウンロードできるようにする操作 (標準操作) である。

Qwest は、カスタマーによるバックエンド処理システムの制御はできないため、カスタマーによる被疑システムの使用はなかったと主張した。連邦巡回区控訴裁判所は、米国外の構成要素を含むシステム全体のカスタマーに

よる「使用」が米国内の「使用」に相当するかどうかを判断したブラックベリー事件を引用した。連邦巡回区控訴裁判所は、侵害の目的でシステムを「使用する」には、当事者は発明をサービスに移す、つまりシステム全体を管理し、そこから利益を得る必要があり、この部分については地裁が適切に決定したと判断した。しかし、連邦巡回区控訴裁判所は、地裁が、271条(a)に基づくシステムを「使用」するためには、当事者がシステムの個々の要素に対して物理的もしくは直接的な制御を行う必要があると誤って判断したと認定した。連邦巡回区控訴裁判所は、ブラックベリー事件で想定された「制御」とは、カスタマーがシステム内の各リレーを所有せず、また直接的で物理的なレベルの「制御」の行使ができないにもかかわらず、システム全体としてサービスを実行させることができる能力であることを確認した。連邦巡回区控訴裁判所は、オンデマンド操作と標準操作の両社がシステムの「使用」であると判断した。オンデマンド操作の場合、カスタマーはシステム全体でサービスを実行し、すなわちシステムを制御し、問い合わせセクエリを作成してQwestのバックエンドに送信し、このバックエンドが問い合わせセクエリを実行して結果を返すという意図した目的のためにバックエンド処理を動作させることで、システムから利益を得ることになるため、カスタマーは271条(a)に基づきシステムを「使用」したのである。標準操作の場合、一度契約することで、ユーザはバックエンド処理に月単位でその機能を実行させ、オンデマンド動作と同様に、通常機能でのバックエンド処理をカスタマーの要望に応じて行う。いずれの操作モードでも、カスタマーがサービス要求を開始して、バックエンドシステムに必要なレポートを生成させるため、ブラックベリーのフレームワークによれば、カスタマーはシステムを十分制御しているといえ、明らかにこの機能の恩恵を受けていることとなる。

ブラックベリー事件、およびと *Centillion* 事件により、エンドユーザによって使用、つまり、特許発明に係るシステム全体のサービスの実行、言い換えるならシステムを制御してシステムから利益を得ることが米国で実証されている限り、271条(a)に基づく直接侵害の要素が満たされる可能性がある。

一方、*Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc.*⁽³⁰⁾は属地主義に係る事件ではないが、ネットワーク内に複数の動作主体が存在する事件に関する洞察が得られる事件である。連邦巡回区控訴裁判所は、複数の動作主体がステップの実行に関与している場合に、分割侵害かどうかの判定テストを次のように規定した。連邦巡回区控訴裁判所は、一方の行為が他方に起因するために単一の動作主体が侵害責任を負うかどうかを判断しなければならないとした。単一主体は、以下の二つの状況において、他主体の方法ステップの実行について責任があるとした。第一には、その主体が他の実行を指示、管理している場合、第二には複数の動作主体が共同事業を形成する場合、である。公判では、原告被告共、Limelightのカスタマーが請求項記載の方法で「タグ付け」および「提供」ステップを実行し、他のステップはLimelightによって実行されたことに同意した。連邦巡回区控訴裁判所は、Limelightが方法ステップにおける残り各ステップのカスタマーによる実行を指示または管理し、方法の全てのステップがLimelightに起因すると判断した。まず、Limelightは全てのカスタマーに対して標準契約への署名を要求し、コンテンツのタグ付けや配信など、Limelightのサービスを利用する場合にカスタマーが実行する必要のある手順を説明した。Limelightからお客様へのウェルカムレターは、タグ付けステップを含む統合プロセスなど、Limelightのサービスの使用方法をカスタマーに指示するもので、カスタマーがそのプロセスに従わない場合、Limelightのサービスは機能しなかった。Limelightのインストールガイドラインでは、Limelightのカスタマーに対しコンテンツのタグ付けに関する詳細情報を提供し、Limelightのエンジニアがインストールの支援を行った。Limelightは、カスタマーによる実行の方法とタイミングを確立し、カスタマーがタグ付けステップを含む方法内のステップを実行した場合にのみサービスを利用できるようにした。Limelightが、方法ステップにおいてLimelightによって実行されない残りのステップのカスタマーによる実行を指示または管理していたため、Limelightは直接侵害の責任ありと判断された。連邦巡回区控訴裁判所は、方法請求項のステップ実行について複数の実行主体が含まれていたとしても、一方の動作主体による他の動作主体の方法ステップの実行の指示と管理を証明することで、直接侵害が認定されうるとした。

5. ブラックベリー事件とドワンゴ v FC2（知財高裁 2022、2023）事件との比較

2022年および2023年には、日本の特許の域外事件としては、注目すべき二つの事件、知的財産高等裁判所平成30年（ネ）第10077号特許権侵害差止等請求控訴事件（ドワンゴⅠ）および知的財産高等裁判所令和4年（ネ）第10046号特許権侵害差止等請求控訴事件（ドワンゴⅡ）の判決が知的財産高等裁判所（知財高裁）にて下された。

ドワンゴⅠ事件では、ドワンゴは、FC2らによって配信されるプログラムが特許4734471号の請求項9および10に係る各特許発明並びに特許第4695583号の請求項9ないし11に係る各特許発明の技術的範囲に属し、日本国内ユーザの端末装置にプログラムがインストールされた情報処理端末が、特許4734471号の請求項1、2、5および6に係る各特許発明並びに特許第4695583号の請求項1ないし3に係る各特許発明の技術的範囲に属するとし、FC2らによるFC2ら各装置の生産および使用並びにFC2ら各プログラムの生産、譲渡、貸渡しおよび電気通信回線を通じた提供（以下、譲渡、貸渡しおよび電気通信回線を通じた提供を「譲渡等」という。）並びに譲渡等の申出がこれら特許権を侵害すると主張した。これらの特許における技術は、映像へのコメント表示のタイミング、および位置の制御に関する技術、および動画コンテンツやデータコンテンツの適切な表示形態に関する技術など読みやすさの向上に関するものであった。FC2らは、数ある争点の中でも、被控訴人ら各サービスに係る情報は、米国内のサーバから自動的に配信されるものであり、当該情報の提供行為は、米国内で完結しており、属地主義の原則に従い、これに日本特許法の効力は及ばないと主張した。知財高裁は、日本特許法についての属地主義の原則を確認した。その上で、知財高裁は、「ネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。」と懸念を示した。また、続けて「特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。」とした。このようなネットワーク通信を含むような特許発明の侵害については、知財高裁は、1) 当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、2) 当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、3) 当該提供が日本国の領域内に所在するカスタマー等に向けられたものか、4) 当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているか、の4つの基準を考慮するものとした。知財高裁は、1) 本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難である、2) 配信制御が、日本国の領域内に所在するユーザによって行われる、3) 配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである、4) 本件配信により得られる特許発明の効果は、配信によって、「日本国の領域内において発現している」、とした。上記を踏まえて、知財高裁は、配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当であるとした。

米国特許法では、コンピュータプログラム発明は、媒体などに記録されて有体物の形をとらない限りは、プログラム自体では特許可能な発明主題とならないため、ドワンゴⅠの事案と米国の判例を単純に比較することはできない。しかし、ドワンゴⅠの事案は、事後的側面からはコンピュータプログラムの輸出に関する *Eolas* や *AT&T* の判例に近いとみられる一方で、適用された法的フレームワークは、「実質的にかつ全体的に」という基準をプログラムクレームに適用した上で、域内での制御があったか、域内に恩恵（＝効果）があったか、を評価する、という点で、ある種、「システム」クレームの「使用」におけるブラックベリー、および *Centillion* のフレームワークに類似しているといえる。

ドワンゴⅡ事件では、FC2らによる、サーバと端末によるネットワークを含むシステムが特許第6526304号の技術的範囲に属し、ユーザーミナルに機能を実装するために米国内の各サーバから日本国内に存在するユーザ端末にHTMLやSWF、JSなどのファイルを配信する行為がシステムの「生産」に該当し特許権を侵害すると主張

した。東京地裁は、「属地主義の原則から、特許法2条3項1号の『生産』に該当するためには、特許発明の全ての構成要件を満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要であると解すべきであるところ、被告各システムの構成要素である被告各サーバは、いずれも米国内に存在し、日本国内に存在するユーザ端末のみでは、本件特許に係る発明の全ての構成要件を充足しない…」などと判断し、ダウンゴの訴えを棄却した。知財高裁は、属地主義の厳格な適用によって侵害者がサーバを国外に移すことで容易に回避できてしまう可能性と、システムを構成する要素の一部である端末が日本国内に存在することを理由に一律に特許法2条3項の「実施」に該当するとすることで過剰な特許権保護となり日本国内での経済活動に支障を生じる事態とのバランスを図る必要に迫られた。これらを考慮した上で、知財高裁は「ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の『生産』に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、1) 当該行為の具体的態様、2) 当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、3) 当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、4) その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮」するとした。知財高裁は、1) 具体的態様は、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末に各ファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって、送受信は一体として行われ、国内のユーザ端末が各ファイルを受信することによって当該システムが完成することからすれば、上記送受信は国内で行われたものと観念することができる、2) 国内に存在する当該システムを構成するユーザ端末は、本件発明の主要機能である画面上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするための機能を果たしている、3) コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という発明の効果は国内で発現している、4) システムの国内における利用は、ダウンゴが発明に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得るものである、とした。知財高裁は上記を総合考慮した上で、「生産」は国内で行われたとみることができるとした。

ダウンゴⅡでの事実関係は、システムの要素の一部が国外にあるという点で、*Decca* の判例にある程度近いとみなすことができる。しかし、ダウンゴⅡのケースでは、システムの「使用」の行為ではなく、システムの「生産」を侵害行為の論拠とした。米国でも、連邦巡回区控訴裁判所にて、装置の最後の要素を組み合わせた人は誰であれ必然的に個別的に、発明に係る装置を「作る」ことになる、と判示されている⁽³¹⁾。よって、*Decca* のフレームワークでも、各サーバのHTMLやSWF、JSなどのファイルを配信する行為よりは、ファイルを受信する日本にあるユーザ端末によってシステムが完成するとみなすことができる。各ユーザ端末のFLASHアプリは、ブラウザにビデオやコメントをサーバに要求するコマンドを含むようなSWFファイルを読み込む。システム全体が完成するために、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末にSWFファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって当該送信および受信（送受信）が一体として行われる。ユーザ端末がファイルを受信することで、システムが完成するのであれば、「生産」行為は日本国内で行われたと解するのは妥当であるといえる。しかし、この論理に則ると、誰がシステムを完成させたのか、という新たな問題が発生する。これは、SWFファイルのソフトウェアの提供者か、ユーザ端末の製造者か、ユーザか？知財高裁は、被告のHTMLファイルに基づく被告のウェブページにおいてユーザ端末でのファイル受信をユーザに制御させるボタンを表示する行為をもって完成するとみた。よって、*Akamai 797 F.3d* と同様に、侵害行為の判定の主要因は、制御／管理（control）であるといえる。しかし、ダウンゴⅡにおいては、システムの生産という侵害行為が日本にある一方で、侵害主体の行為位置が米国にある、というある種の分離がみられる。

6. まとめ

ダウンゴⅠおよびダウンゴⅡの判決の結果を、米国の部分域外侵害の判例と比較を行った。侵害が認められたという結果を見る限り、事実関係で類似するブラックベリー事件と類似するが、各発明主題ごとに適用されたフレームワークにおいて、差異がみられた。米国のシステム発明、方法発明のいずれとも異なる、日本のプログラム発明の侵害分析に用いられたフレームワークは、米国でのシステム発明の「使用」行為に対して用いられた分析手法と類似しているといえる。最後に、日本での判決に比較して、米国での判決においては、司法権と立法権の分立への

懸念が、より色濃く影響しているといえる。知財高裁は、部分域外侵害問題の判決に際して政策についての議論をすることにあまり問題がないように見える。一方で、米国最高裁は、立法府を尊重し、部分域外侵害問題の判決に際して政策についての議論に依拠することについて、より躊躇があるといえる。

(注)

- (1) *NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd.*, 418 F.3d 1282 (Fed. Cir. 2005)
- (2) 知的財産高等裁判所 平成 30 年 (ネ) 第 10077 号特許権侵害差止等請求控訴事件・令和 4 年 7 月 20 日判決 (「ドワゴン I」)、知的財産高等裁判所 令和 4 年 (ネ) 第 10046 号特許権侵害差止等請求控訴事件・令和 5 年 5 月 26 日判決 (「ドワゴン II」)
- (3) *DeepSouth Packing Co. v. Laitram Corp.*, 406 U.S. 518 (1972)
- (4) *Mercoïd Corp. v. Mid-Continent Investment Co.*, 320 U.S. 661, 676 (1944); *Mercoïd Corp. v. Minneapolis-Honeywell Regulator Co.*, 320 U.S. 680, 684 (1944); *Leeds & Catlin Co. v. Victor Talking Machine Co.*, 213 U.S. 301 (1909); *Aro Mfg. Co. Inc. v. Convertible Top Replacement Co.*, 365 U.S. 336, 344 (1961); *Radio Corp. of America v. Andrea*, 79 F.2d 626 (2d Cir. 1935); *Cold Metal Process Co. v. United Engineering & Foundry Co.*, 235 F.2d 224, 230 (3d Cir. 1956); *Hewitt-Robins, Inc. v. Link Belt Co.*, 371 F.2d 225, 229 (7th Cir. 1966)
- (5) *Decca, Ltd. v. United States*, 544 F.2d 1070 (Ct. Cl. 1976)
- (6) § 533, Uruguay Round Agreements Act, Pub. L. No.103-465, 108 Stat. 4809, 4988 (1994); Public Law 103-465, sec. 533 (a), 108 Stat. 4988 (1994)
- (7) Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, Apr. 15, 1994, art. 28, H.R. Doc. No.103-316, at 1634 (1994)
- (8) S. Rep. 103-412, at 230 (1994) (ブラックベリー事件にて引用)
- (9) S. Rep. No.100-83, at 30 (1987)
- (10) H.R. 4526, 98th Cong. § 1 (1983); S. 1535, 98th Cong. § 1 (1983)
- (11) *Bayer AG v. Housey Pharmaceuticals, Inc.*, 340 F.3d 1367, 1374 (Fed. Cir. 2003)
- (12) Public Law 98-622, sec. 101 (a), 98 Stat. 3383 (1984)
- (13) S. Rep. No.98-663, at 3, 6 (1984); 130 Cong. Rec. 28, 069 (1984)
- (14) Public Law 100-418, sec. 9003, 102 Stat. 1564 (1988)
- (15) *Eli Lilly & Co. v. American Cyanamid Co.*, 82 F.3d 1568, 1571 (Fed. Cir. 1996) 参照
- (16) H.R. 4526, 98th Cong. § 1 (1983); S. 1535, 98th Cong. § 1 (1983)
- (17) *Bayer*, 340 F.3d, at 1367.
- (18) *Eolas Technologies Inc. v. Microsoft Corp.*, 399 F.3d 1325 (Fed. Cir. 2005)
- (19) *AT&T Corp. v. Microsoft Corp.*, 414 F.3d 1366 (Fed. Cir. 2005) (「AT&T I」)
- (20) *Microsoft Corp. v. AT&T Corp.*, 550 U.S. 437 (2007) (「AT&T II」)
- (21) *Minton v. Nat'l Ass'n of Sec. Dealers, Inc.*, 336 F.3d 1373, 1378 (Fed. Cir. 2003)
- (22) *Bauer & Cie v. O'Donnell*, 229 U.S. 1 (1913), Webster's Third New International Dictionary 2523 (1993)
- (23) *Decca*, 544 F.2d at 1083
- (24) *In re Kollar*, 286 F.3d 1326, 1332 (Fed. Cir. 2002)
- (25) *Joy Technologies, Inc. v. Flakt, Inc.*, 6 F.3d 770, 775 (Fed. Cir. 1993)
- (26) 2023 年 9 月 10 日時点
- (27) *Union Carbide Chems. & Plastics Tech. Corp. v. Shell Oil Co.*, 425 F.3d 1366 (Fed. Cir. 2005)
- (28) *Cardio Pacemakers, Inc. v. St. Jude Medical, Inc.*, 576 F.3d 1348 (Fed. Cir. 2009)
- (29) *Centillion Data Sys. LLC v. Qwest Commc'ns Int'l, Inc.*, 631 F.3d 1279 (Fed. Cir. 2011)
- (30) *Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc.*, 797 F.3d 1020 (Fed. Cir. 2015)
- (31) *Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc.*, 786 F.3d 899, 910 (Fed. Cir. 2015)

(原稿受領 2023.9.11)